

協会活動状況

●昭和四十一年九月六日(火)

第十四回理事会

午後四時より植物園事務所。出席者―東条、井手、今井、春日、島倉、田川、佐藤(代)、萩原(代)、伊藤(義)代、小田(精)代、以上十名、ほかに札幌管林局より一名、道・土木部より三名。

―議事―

1、一都市周辺自然保護対策における主要都市の現状と課題、ならびにその方向について

資料をもとに道土木部、羽鳥氏説明、現状として景観の保持は困難な場合が多いので、あらゆる機会に協会が働きかけてほしいとの要請がある。

種々意見の交換が行なわれ、老木の管理の問題、樹種の選定、指導のことなど話し合われる。

2、知床に林道ができたという朝日新聞の報について会長より発言あり。北炭観光の柳崎氏現地視察した報告、管林局にくわしく調べるよう要請あり。

3、豊平峡問題について会長より発言、管林局に工事状況の説明を聞く。ほかに種々雑談あり、午後六時散会。

●十月二十九日(土)第十五回理事会

午後二時より植物園事務所。出席者―東条、犬飼、井手、楡金、植田、高橋(延)、伊藤(義)、渡辺、小田(代)、小林、宮脇、斎藤、島倉、榎田、城戸(代)、広

中、中村(代)、佐藤(代)、可知(伏見氏の代理)、以上十九名、道より二名。

―議事―

1、大雪山の自動車道路についてこれについては、延期または保留の意見を具申することにする。

2、真駒内団地自治連合会よりの陳情書について

真駒内団地自治連合会長、小倉氏より説明。道都市計画課もこの地区についての計画について意見をのべる。道と札幌市とが連絡をとり、積極的にこの地区を保護してもらいたいとの要請がある。

3、知床登山体育大会について

井手理事長より説明があり、山岳連盟の可知氏や札幌管林局よりもくわしい説明がある。山岳団体や各方面に文書で意志表示をし、山岳会の目標に自然保護も加えるようにする。

4、知床林道について

札幌管林局中村氏より説明、ウトロからルサまでであり、そこは有料道路になる。

5、恵庭岳スキーコースについて

理事長より報告。十月二十日、日本興業銀行で開かれた日本自然保護協会評議員会の席上で、木原氏が恵庭の施設は全部撤去するとのべた旨、報告。午後四時散会。

●十二月一日(木)編集会議および報告打合せ

正午よりクラーク会館。出席者―犬飼、井手、石川、楡金、斎藤、島倉、渡辺、辻井、以上八名。

―議事―

1、会誌第二号の編集について理事長より会誌原稿のあつまり状態の説明。十二月二十日までを締切りにしてもう一度依頼する。

各意見書、記録は会報にのせることにし、来年一月はじめに会議を開くことにきめる。

2、調査報告について

各地を視察した各理事が、十二月中にまとめる。

3、協会用の写真保存について提言あり。午後一時散会。

恵庭岳スキーコースに関する要望書提出。

このことについて東条会長より要望あり。別紙要望書をオリンピック組織委員会、木原均博士に手交することとなり、常任理事各位の諒承を求めて井手理事長、上京、十二月二十一日午後二時三十分、岸体育会館に木原均氏を訪問、事務総長佐藤朝生氏立会のうえて手交した。なお同文の要望書を厚生省、文部省、林野庁国立公園協会、日本自然保護協会に提出した。

昭和四十二年一月二十日(金)

編集会議および打合せ

午後五時半よりニュートーキョウ。出席者―犬飼、井手、斎藤、島倉、渡辺、楡金、以上六名。

―議事―

1、クッタラ湖の問題について

協会として出す条件を検討、それをまとめて意見書として道知事宛に出す。

2、会誌第二号の編集について
理事長より原稿の集まり状態の報告があり、まだ足りないところは、さらに依頼して集めることにする。

3、犬飼副会長より、現在各バス会社で使用している説明テキストはかなり間違いが多いようなので、本会で協力して完全を期するようにしてはどうか、という意見があり、具体的方法について考慮することにした。

●昭和四十二年二月二十八日(土)

第十六回理事會

午後二時より植物園事務所。出席者—東条、今井、井手、早川(代)、小田(代)、高瀬、宮脇、齋藤、高橋(延)、大野、籠山、春日、櫛田、楡金、柳崎、明道、山田(秀)、広中、以上十八名。ほかに、道山岳連盟より阿地、氏家両氏。

—議事—

- 1、クッタラ湖の問題について
林政課長より説明。施設計画をたてているのは七十七町歩のうち、二町歩である。この二町歩を厚生省で買い上げてほしいと要望は出している。協会としては五つの提案を出したが、道知事のはかにも出す必要があるかというところは、これから林務部および管林局ともうちあわせて時期を選ぶことにする。
- 2、大雪山道路計画に関する要望書について
林政課長より横断道路の計画現情について説明があり、本会としての立場より関係当局に要望することになった。
- 3、知床半島の全日本登山体育大会実施

に関しての要望書の件について

道岳連よりいままでの経過報告がある。そのあと連盟として知らないことも多いようで、このように一部のものが勝手に動いているのはおかしい。大会はもつとポピュラーな山で行なうべきであるなど、活発な意見の交換がある。二月五日に斜里町でコースの設定などの会議があり、具体的な案ができたら協会に知らせてもらい、協会としての要望を出すことに決定する。

4、オリンピックコースに関する要望書の件について

当然のことの要望として承認される。オリンピック施設があまり大規模なものであれば、恵庭でなくともよいのではないかとの意見もあり。

5、その他

大雪、クッタラ湖の件についての協会としての具体案を作成するため、小委員会をつくるのが承認される。午後四時十分散会。そのあと記者会見あり。

●三月二十五日(土)第十七回理事會

午後二時よりクラーク会館。出席者—東条、井手、小林、櫛田、道家、大野、中村(代)、山田(幸)、中野(代)、田川、明道、籠山、島倉、石川、小田(代)、春日(代)、柳崎、楡金、山田(代)、以上十九名。

—議事—

- 1、大雪山国立公園地内の索道建設に伴う自然保護問題について
本問題については一月二十八日第十六回理事會で明道教授を委員長とする小委

員会に検討を付託されたので、小委員会として三回の会合を行なった結果、別紙の意見書をまとめた。明道委員長説明。

石室の拡充、キャンプ場の問題、管理上のことで活発な討論が行なわれる。国有林の管理は費用、権限の面からも民間会社では無理。道のようなところでやるべきであるという意見あり。

方向として監視員は権限をもって、とりしまりのできるようにもっていくよう道、管林局に要望する。

2、豊平峡ダムの件について報告

開発局では全面的にこちらの要望を受け入れてくれた。これに対して、協会より礼状を出すことになる。

3、知床の全国登山大会についての報告
自然保護をモットーに計画し、かなり好転の兆がみられる。

4、恵庭岳スキーコースについての報告
施設は大会終了後、全部撤去することになったこと。コースのとりにシユピ

ISO委員も自然保護にじゅうぶんの配慮をしてくれた。

なお、知床の全国登山大会に関する登山道路の設定、および恵庭岳滑降コースについて、管林局馬淵氏より詳細な説明があった。その内容は別紙のとおりである。

そのほか会誌、会報の件、ガイドブックの件の報告。高橋理事よりの阿寒のペンケ、パンケの新観光地開発の件で、道よりこの地区が特別保護地区であるから開発は考えていないという発言を得る。なお、協会として要望書を提出すること

になる。午後四時散会。

—札幌管林局説明資料—

I 恵庭岳滑降コースについて
(オリンピック組織委 札幌河村氏からの説明要約)

- 1、三月十五日東京で開催された自然公園審議会に対するオリンピック組織委員会(佐藤事務総長、木原スキー小委員長)の説明によれば
- ① 建造物等施設はオリンピック終了後撤去し、跡地は天然更新とする。
- ② コース施設設定にあたっては、自然保護にじゅうぶんな留意するといふ前提条件で審議会の了解を得たが、三月二十五日現在、厚生省からの正式承認文書は未着である

2、国際スキー連盟アルペンコース小委員長F・シユピス氏の現地調査の結果によれば、

- ① 予定コース設定にあたっては、でき得るかぎり樹木を伐採しない配慮がなされていた(同行者の説明)。
- ② 予定コースは布キレを巻き、標示してある。

3、コース設定の今後のすすめ方
正式承認文書の到着をまつて測量にとりかかりたい。

大会(昭和四十七年二月)の三年前までには設定し、練習に使用したい。本事項に関連し、支障立木の調査伐採除去の期間の関保もあり、具体的スケジュールが決定次第、管林局署

と密接な連絡をとってほしい旨、要望した。

II 知床国立公園登山道路設定について
このことについては、昨年コースを踏査した釧路山岳会関係者による無断入林、不法伐採（山稜のハイマツなど）が発生、関係管林署においてより調べ、嚴重な警告を発していたが、その後の経過について帯広管林局から聴取した事情はつぎのとおりである。

1、昭和四十二年九月二十八日、自然公園法第十四条二項にもとづく公園道路（歩道）事業執行申請が地元羅臼町と羅臼山岳会の連盟でなされ、四十一年十二月二十三日厚生大臣の承認を得、地元管林署長を通じて帯広管林局長あて国有林野無料利用承認申請が提出されたので、管理経営上の支障を検討し、四十二年三月二十日付けをもって管林署長を経由、申請を承認した。

- なお、申請のルートはつぎのとおり
- ① 羅臼岳山頂から南西方向へく国境山稜へ三・五キロメートル
 - ② 帯広管林局側二・四キロメートル（北見管林局側一・一キロメートル）
 - ③ 硫黄山から東方へ四・五キロメートル

（帯広管林局側四・三五キロメートル）
（北見管林局側〇・一五キロメートル）
右記ルートに関連するとりつけ歩道は、①については羅臼町から無名湖（俗称ラウス湖）まで、②についてはコブカリコタンから国境

線まで、それぞれ管林署の既設歩道を利用する。
2、申請承認ルート新設に伴なり支障木については、歩道幅も狭く（一・

要望書、意見書

回答文書

北開局河第五八号

昭和四十年六月十七日

北海道自然保護協会

会長 東条猛猪殿

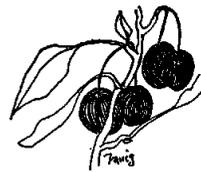
北海道開発局長

豊平峡ダム建設に関する意見書
に対する回答について

当局所掌の各種事業に関しまして、種御協力を賜り厚く御礼申し上げます。近代経済社会と人間生活の高度化に伴って要求される高機能、大規模な公共施設の建設と自然美の保全との調整は重要な課題と考え、当局といたしましても特に慎重を期しておるところであります。今回、貴協会が豊平峡ダム建設事業計画に関して自然保護の見地から、この困難且つ重要な問題について慎重に御審議下され御意見をまとめられたことに対して深く敬意を表します。

豊平峡ダム建設事業の計画設計、工事の実施に当っては貴協会の御意見を充分尊重し、豊平峡の自然美の保全には極力

五メートル）山稜地帯が主体となるため、ハイマツ、ダケカンバなどの小径木が若干発生する程度である。



留意いたす所存であります。特に御指摘のありました三点につきまして、とりあえず下記のとおり回答し、今後とも貴協会の御協力をお願いいたします。

記

第一 (イ) 工用道路について

工用資材、工用機械等の運搬道路は、新規に開設する計画で調査検討中でありますが、路線選定、工事の実施に当っては充分御意見を尊重するよう努力いたします。

(ロ) 工事設営の場所について

工用用の機械設備、工用建物等の設置場所については、ダムより上流側、将来の湛水池内を使用するよう努力いたします。

第二 観光放流について

観光時の最小必要限度の流水確保については、他の事例等も充分調査し、関係機関とも協議して御意見に添い得るよう努力いたします。

第三 観光歩行道路について

真駒内自治団体連合会よりの陳情書に関する要望書

昭和四十一年十一月十六日

北海道自然保護協会会長 東条猛猪

北海道知事 町村金五殿

札幌市長 原田与作殿

さきに真駒内自治団体連合会より、柏丘及び緑ヶ丘の自然保護に関する陳情書が各方面に提出されましたが、北海道自然保護協会に於いても、この陳情の内容を去る十月二十九日の理事会に於いて検討いたしましたところ、その陳情の趣旨に従って関係各方面に本協会として意見具申をいたし、右趣旨の速かに達成せられるよう努力いたすことになりました。その趣意書にも述べられていた通り、

柏丘は現在その東側に宅地造成が行なわれておりますが、豊平川及びゴルフ場跡に面する地域は幸いにしていまだそのままに保全されております。しかしこの地域は民有地でありますので、速かにこれを札幌市、又は道当局に於いて買上げ等により公共の所有地として、藻南公園及びゴルフ場跡ともに公園地域として一貫

した計画のもとに管理保存することが必要であります。藻南公園及びゴルフ場跡は相関連して公園計画を樹立することによって一層その公園としての価値と機能が高められるのであって、もし柏丘のこの方面も宅地造成されることになりますと、景観を甚だしく害することとなり、藻南公園及びゴルフ場跡の公園計画にも大きな支障を来すことでもあります。

また緑ヶ丘は通称桜ヶ丘と呼ばれ、数多くの桜樹のあつた所であり、現在に於ても相当数の桜が残っており、また美しい樹林地帯として保健の上にも大きな意義があり、また附近住民の恰好の散歩場であり、憩いの場所でもあります。これは道有地でありますが管理が不十分であるため、やたらに道を開き、樹木を切り、土を運び去るなど非常な荒廢の危険にひんしております。速かにこれが対策を講じられんことを望みます。

知床半島における全日本登山体

育大会の実施に關しての要望書

昭和四十一年十一月十六日

北海道自然保護協会会長

厚生大臣

鈴木善幸殿

東条猛猪



旭 岳一大雪山一

村本輝夫

文部大臣 有田喜一殿
 国立公園協会会長 佐藤尚武殿
 日本自然保護協会会長 川北禎一殿
 日本山岳協会会長 松方三郎殿

日本山岳協会会長 武田久吉殿
 北海道知事 町村金五殿
 北海道山岳連盟会長 伏見茂雄殿
 帯広管林局長 岩岡正喜殿
 北見管林局長 木村晴吉殿
 斜里町長 藤谷 豊殿
 羅臼町長 谷内田進殿
 昭和四十二年度の全日本登山体育大会は、北海道山岳連盟の主管のもとに知床半島羅臼岳より硫黄岳にかけて行われるということでもあります。

この開催に關して北海道自然保護協会は、知床の山岳地帯が、一時に五百人を越えるが如き多数の山岳人の登山体育の場所としては狭隘であり、かつ同地帯が国立公園としても、最も未開の秘境であり、学術的にも誠に貴重であるが故に、これが荒されることを甚だしく懸念致し昭和四十一年根室及び釧路に於いて開催された本協会主催の自然保護に關する懇談会に於いても、出席の羅臼町助役及び釧路山岳協会長にたいして、何分の御配慮を要請致したところ、既設のルートを使用するのみにて、決して自然を荒すようなことはしないという釧路山岳協会長の言明を得たことでもあります。

それにもかかわらず、この計画遂行のために無許可に這松地帯を伐採するといふが如き事件がその後には生じたといふことはまことに遺憾なことでありまして、我々としては今後の計画の実施に關して深甚なる危惧の念を抱かざるを得ないのであります。すでに過去に大雪山に於いて催されたる國民体育大会に於いて

も甚だしくお花畑等が荒され、また空き缶その他が乱雑に放棄されたという事実があります。日本山岳協会の参加するこの度の催しに際しましては、十二分にその計画及び実施に關して関係各当局とも御連絡の上、慎重な配慮のもとに登山体育大会がまた自然保護の上に於いても全山の範となるように、北海道山岳連盟の責任はもとよりであります。日本山岳協会に於いてもこの点に充分な配慮と責任とをもって実施せられることを特に希望致す所でありませぬ。

申すまでもなく、日本山岳協会は山岳を愛することには最も責任ある団体であるはずであります。その催しが単なるお祭騒ぎになったり、この機会を利用して徒らに観光施設を促進し、重要な国立公園を徒らに俗化せしめるような結果になることは、山岳協会それ自体の責任に於いて阻止されるべきであることを我々は期待し、信じてやまない所であります。

さらに進んでは、むしろこの機会を利用して、参加者全員が、知床半島の学術的価値と国立公園としての重要性を充分に認識して、自然保護の意味をよく自覚されることとなるようにこの度の計画を配慮されるならば、我々の危惧が杞憂となつて、この度の大会がより有意義なものとなるに信ずるのであります。関係各当局におかれましても、十二分の配慮をお願いする所でありませぬ。

四一帯経第八一一号

昭和四十一年十二月五日

帯広営林局長

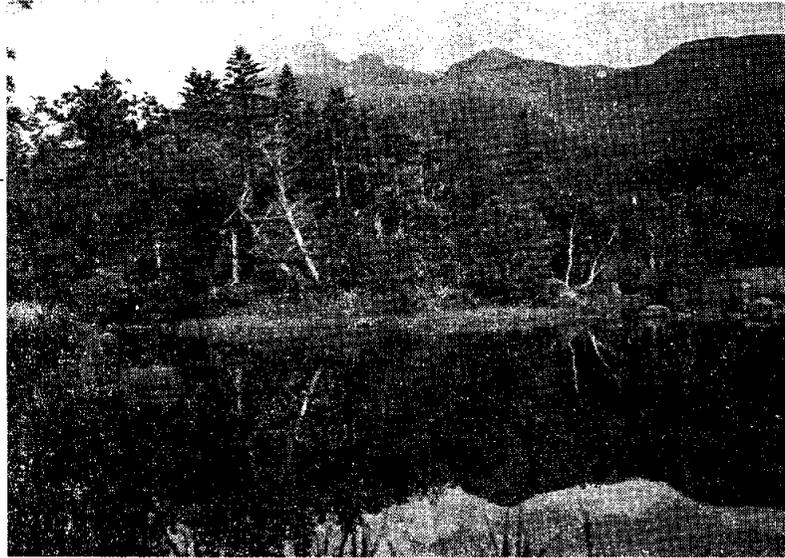
北海道自然保護協会

会長 東条猛猪殿

知床半島における全日本登山体育大会の実施に関する要望書

十一月十六日付けのことについて、当局では次のとおり考えています。

当局の国有林野の管理については、万全を期すよう努力しているところですが、しかしながら管理面積が広く限られた人員をもって管理しているため、必ずしも完璧を期し得ることは考えていません。特に知床地区については、御承知のとおり人跡未踏の地域が多く占められておることから入林者の増加が著しいために、当局としても自然保護について危惧しているところであり、従って入林者の特別の協力がなくては、自然保護を十分に果し得ないと思料する次第です。今回のことについては、釧路山岳協会が斜里側（北見営林局管内）より無断入林



山口 透 一湖五床知—山黄硫

したもので、当局ではその時点において全日本登山体育大会が行なわれることについては正式の通知もなく、従ってその行事のあることすら知らなかった次第で

す。本春融雪後において無断伐採の実態を知り、早速関係者を呼び事情を聴取し、なるべく処置した次第です。このたびのことについては、誠に迷惑をしているところでございます。

当局として今後共自然保護について充
分意を注ぐところでありますが、入林者
の意識の向上を待たねばならぬ問題で
ありますので、貴協会においては関係山岳
会に特段の御指導方御配慮願います。

四一日庶務第一〇六号

昭和四十一年十二月十一日

井手貴夫殿

社団法人 日本山岳会

庶務担当理事 松田雄一

知床半島における第十一次全日本登山体育大会の件

北海道自然保護協会長からの表記大会
についての要望書は、十一月の理事会で
検討し、主催団体である日本山岳協会会
長に対し、同封写しの如く善処方要望致
しました。

尚、日本山岳協会には本会より、松方
氏が副会長、加藤、辰沼、大塚、松田の
四名が常務理事としてでておりますの
で、十二月六日に開催された協会常務理
事会でも本件は強硬に申入れを行いました。
その結果、協会より主管の北海道岳
連を通じて釧路山岳会に対し、善処方望
望することになりました。

尚、念のため申し上げますが、この大
会は協会はただ名義のみを主催団体にし
ておりますが、実際にはまだ現地を踏査
したのもおらず、すべてを地元にて行
っております。

又、聞くところによりますと、北海道
岳連もこの行事には消極的であり、地元

の山岳会が強力に推進している模様であ
ります。

御参考までに第十回大会の実施要項を
お送り致しますが、主催団体は殆んど地
元であります。

本件は日本山岳協会会長の武田久吉氏
も大分心配されているようですから、武
田氏に強く要望してみることにも有効かと
存じます。

とくに協会の規約には私達JACから
出ているものが要望し、第五条第四項に
「自然保護活動の推進」という項を入れ
てありますので、協会としては傘下の団
体にこの点指導する必要がある訳です。

尚、協会の一本化に伴う新組織につい
ては、JAC会報二四三、二四六、二四
九号を御参照下さい。

文部省体育局長

厚生省国立公園局長

山岳協会高橋事務理事

昭和四十一年十一月二十五日

四一日庶務第二二二号

日本山岳協会会長 武田久吉殿

社団法人 日本山岳会

会長 松方三郎

第十一次全日本登山体育大会に関する要望書の件

謹啓 初冬の候、時下益々御清祥のこ
ととお慶び申し上げます。

さて、この度十一月十一日付にて、北
海道自然保護協会東条猛猪会長より知床
半島に於いて開催される第十一次全日本

登山体育大会の実施に關し、本会宛に別添の如く要望書がまいりました。

本要望書は、貴協会主催、北海道山岳連盟主管により、明年八月八日〜十二日の間、知床半島羅臼岳より硫黄岳にかけて実施される全日本登山体育大会に關するもので、この行事の準備の方法が自然保護の見地よりみて問題があると申すので、この点につき善処を要望する趣旨のものであります。

貴協会においても既に何等かの措置をとられておるかとは考えますが、何卒この点につき本大会を主管する北海道山岳連盟に対し、適切な御指導を賜ります様お願い申し上げます。 敬具

昭和四十一年十二月二十四日

北海道自然保護協会

会長 東条猛猪殿

日本山岳協会専務理事 高橋定昌

知床全国大会に対する要望書

自然保護に御尽力深く感謝申し上げます。この度の要望書の御主旨もつともなことで首肯致します。

地元の方が御厚意から大会コース整備のため無断で大切なハイマツを切ったことは、いくらお詫びしても取返しのつかない無思慮な破廉恥な行為という他はありません。

当協会長、武田久吉も自然保護協会役員の立場にもあり貴協会と同意見であることをお伝えします。

大会参加者は全国四十六都道府県体協

加盟の山岳連盟から派遣される方々で、自然の姿そのままに接することを期待するもので人工の観光地を求めている者はありません。

大会の主旨は全国的な交流、自然の保護、開発、普及、団体ではできない学術的、講習会的な要素を含めた模範的な集団登山を目的としております。

取容力に合わせて参加人員の制限を考慮するよう、自然保護に十分配慮して大会計画を作るよう道岳連にお願ひいたします。意義深い大会となるよう道岳連と御協議、御援助下さるよう伏して願ひ上げます。

登山の組織は本年度より全国四十六都道府県山岳連盟の全部の加盟により当協会一つにまとまりました。

日本山岳会の各支部はそれぞれの県岳連に一個人団体の資格で加入しました。

全日本山岳連盟も加盟団体のすべてが当協会に加盟しましたので本年十月解散致しました。したがって当協会が日本体育協会加盟の種目団体として、登山に關しての代表機関ということになります。

大雪山国立公園内の道路建設 計画に關する意見書

昭和四十一年十二月十六日

北海道自然保護協会会長 東条猛猪

厚生大臣 坊 秀男殿

国立公園協会会長 佐藤尚武殿

国立公園審議会会長 足立 正殿

北海道知事 町村金五殿

日本自然保護協会会長 川北禎一殿
旭川管林局長 山河友次殿
帯広管林局長 岩岡正喜殿
上川支庁長 今 昭一殿

大雪山国立公園は本邦最大の山岳国立公園として、ことにその広大な景観とともに有数の高山植物群落においてもっとも秀れたものとして知られております。

動物としてナキウサギ、昆虫としてはタイセツタカネヒカゲ、ウスバキチョウアサヒヒョウモンなど貴重な種がありますが、とくに高山植物については南からの日本要素、北からの大陸要素、東からの北太平洋要素などの分布上の交錯点にあたるなど、まことに注目すべきところであり、しかも現在まで比較的その自然のよく保存されてきた点でも、稀れに見る貴重なところでもあります。

この地域に、二、三道路建設の計画があることを知りましたが、前記のごとく国際的にも北アジアにおける自然公園のもっとも重要なところの一つに挙げられますので、ここにその保護上の問題について意見を申述べるものであります。

大雪主部に關する計画道路の一つは層雲峡溪谷から赤岳、白雲平、北海岳、熊ヶ岳をそれぞれ經由し、大雪東面の裾合平にぬけるもの、他の一つはこれと白雲岳で交り、高根ヶ原を忠別岳方面へ南下するものと聞知しておりますが、この予定線は、実に大雪山国立公園の最大の特徴たる高山植物群落のもっとも秀れた部分を通してもので、高根ヶ原における八十種以上、北海岳および北海沢における

五十種以上、種数においては最小の裾合平についてみても、ほとんど三十種におよぶ高山植物が危機にさらされるのであります。

すなわち中央高地の固有種としてはミヤマチャヤナギ、エゾイワツメクサ、ダイセツトウチソウ、エゾオヤマノエンドウ、ジンヨウキスミレ、ホソバウルップソウ、固有亜種としてエゾマメヤナギ、同じく固有亜種としてクモイリンドウ、エゾハコモギ、タカネヒレアザミなどが挙げられる他、植物学的にはヨコヤマリンドウ、キバナシオガマ、クモマタンポポをはじめとする多くの種が、植物分布の上でことに重要なものとしてみとめられております。また、小泉岳、白雲平、北海平を中心としては、大雪山におけるもっとも壮麗なお花畑の展開するところであり、ここにはコマクサ、チシマコマグサ、チヨウノスケソウ、ミヤマキンバイ、メアカンキンバイ、チングルマ、リシリオウギ、チシマゲンゲ、エゾオヤマノエンドウ、タカネキスミレ、コメバツガザクラ、チシマツガザクラ、イワヒゲ、アオノツガザクラ、エゾツガザクラ、ナガバツガザクラ、エゾコザクラ、リンネソウ、チシマギキョウ、フタマタタンポポ、クモマタンポポなどがみられ、裾合平から姿見池一帯にかけては加えてキバナシヤクナゲ、エゾツツジの群落するところでもあります。

他の一線の通過を予定されている高根ヶ原から忠別岳、トムラウシにかけてもまた特色ある群落景観に富むところとし

て知られ、前述の地域に劣るものではありませぬ。

元来、大雪山は山容としては急峻な岩峰のそそり立つ景観にめぐまれたところではなく、神々の座とよばれた大らかな山々の連なりと、その広い山頂に盛られた花籠のごとき高山植物群落の美しさにおいて、賞せられてきたところでありませぬ。したがって、この特徴がいささかでも損なわれ、失なわれることがあれば、それは直ちに大雪山国立公園の生命を失なうことを意味するものであります。

第二にこのような高山植物の大群落を生じた大雪山山頂部の比較的平坦な地形のことも考慮されねばなりません。この地形的特徴は、もちろんこの道路計画の一つの重要な要素としてとり上げられた点でありませぬが、このことは他方、一度そこまで達すれば、あとは容易に高山植物群落の間を歩きまわれることを意味します。

このような地形をもち、このような高山植物群落をもったところに道路が建設された結果は、大雪に類する地形的条件にあり、すでに道路の建設された蔵王ならびに吾妻両国定公園などがそのもつともよい前車の轍としてあげられるのであります。

北海道自然保護協会では理事を派遣してこれを視察せしめるとともに、同地方各都市の教育委員会および日本山岳会支部長とも連絡をとったのであります。その被害はまさに想像にあまるものでありまして、同地方の自然保護に関心ある

人々の多くの努力にもかかわらず、ここにはもはや見るに足りるだけの自然群落は残されていないのであって、殊に蔵王の高山植物の保護に関しては絶望的な声さえ聞かれる始末であります。そして関係者は、異口同音に大雪山の自然保護のために蔵王、吾妻に見られる惨状を決してくり返さないよう要望したのであります。

じつさいに自動車道路の建設はしばしば群落にとって許容力以上の、極度に多数の人々の入山をもたらします。現在のところ自然の被る被害は事実上、人の数に全く比例するのが通例であります。国立公園は正に国民のものであります。それは（山岳公園にあつてはそこに自力で登り得る）健康にて自然を愛する国民を意味するもので、その資格のない人々のものではないはずであります。

全ての人々がこの資格をもち、立派に自然をたのしむことができるならば申し分はありませんが、現在まだこれは期待されませぬ。

高山植物群落は、都市の花壇と同様に考えられ、とりあつかわれるべきではありません。大雪国立公園におけるこの道路計画の遂行は、国立公園としては事実上いわずに自殺行為に等しいものと申すべきもので、これは畢竟周辺地域およびその住民にも得策とはならないのであります。

大雪山国立公園に関しては、まず高山植物群落を充分にたのしむことの出来る完備した自然探勝歩道の建設こそ行なわ

れるべきであります。自動車道は西面では現行の赤岳および高原温泉付近、東面ではユコマンベツからたとえは愛山溪に達するものごとく、山をめぐるものがまず舗装整備されるべきで、山を横断することは極力避けなければならないと考えます。しかも、どの地域においても、自動車道は常に上部は森林限界までに止めるべきであります。

すでに、ユコマンベツから姿見の池、層雲峽から黒岳へのケーブルあるいはリフトの建設が行なわれている現在、山頂への到達路は、これで充分と考えられます。前記の歩道がこれら自動車道、ケーブルなどと適宜結んで設けられれば、大雪山国立公園の美は正に損なわれることなく、よく賞せられるものとなるに違いありません。

以上、大雪国立公園のもつ地形的、植物群落的特長にかんがみ、伝えられる自動車道路の計画については、自然保護の立場から、これを容認しがたいものと考え、ここに意見を申し述べ、次第であります。

本問題の検討に当って、自然保護に留意し、大雪国立公園の自然美を更によりよく強調するためには、本協会としても具体策を準備し、これに協力を惜しまないことを附言しておきます。

昭和四十一年十二月二十日
オリンピック組織委員長 長殿

北海道自然保護協会 東条猛猪

恵庭岳南西斜面におけるオリンピック施設計画について

第十回オリンピック冬季大会については着々と準備のすめられていることと存じ、またその成功は国民の等しく願うところでありませぬが、それがまた自然保護の立場とも調和することは、国民将来の福祉と健康上必要欠くべからざる要件であります。

つきましては、恵庭岳南西斜面におけるオリンピック施設計画につきましても充分そのことはご考慮のこととは存じますが、ご承知のように同地区は特別保護地区のオコタンベ湖に接する原始林地帯であり、恵庭岳南斜面に近い方には諸所昭和二十九年十五号台風の被害地帯もありませんが、次第に天然更新の行なわれつつある現状でありますだけに、同地区の施設についてはこれを最小限度の規模にとどめ、もしやむを得ず諸般の施設を設けてもオリンピック終了後はいっさいこれを撤去していただきたく、このことを特にここに申し入れる次第であります。

第二には施設をいっさい撤去するのみにては伐採その他による荒廃のあとをとどめることとなりますのでこれらを植林によつて充分整備して、オリンピックによる荒廃の痕跡をあとに残さざるようにしていただきたいのであります。

オリンピック冬季大会と支笏湖恵庭岳山麓の自然保護との間の調和の問題は、すでに世界各国の自然保護協会の注目していることであります。今日、国の文化

はその自然保護の認識と実践とを尺度とするといわれております。

オリンピック組織委員会が世界の注目と支笏湖恵庭岳周辺の重要な自然保護とを十二分に自覚されて、その施設運営を致されるよう希望致し具体的要件として、以上二点を申し入れる次第であります。

(写しを、厚生大臣、文部大臣、林野庁長官、札幌管区局長、国立公園協会、国立公園審議会、日本自然保護協会に送附)

昭和四十二年二月二十日

大蔵大臣 水田三喜男殿

厚生大臣 坊 秀男殿

北海道自然保護協会長 東条猛猪

国立公園の私有地を国によって買上げることの要望書

我が国の国立公園はすぐれた自然景観をほこりとしておりますが、近時各種産業開発、および心ない観光事業のために荒廃せられる傾向にあり、まことに憂慮にたえないのであります。

ことに国立公園地域内の私有地については自然保護上、また管理上つねに種々困難な問題を生じ、ひいてはその所屬の国立公園地域全体に大きな影響を及ぼす危険がありますので、特にすぐれた景勝地の私有地については、これを国において買い上げるよう措置せられたく、昭和四十二年度の自然公園予算編成の時期に際してこのことを特に要望致すのであります。

あります。

国立公園は日本の風景を代表するに足る傑出した景観をもっており、美しい自然とほころべき大風景を永く保存するとともに、これを国民の保健、休養、教化に資するため、地域を画して指定されており、この制度は地域性であるため土地の所有形態が国有、公有、私有であるとを問わずその価値が認められれば公園として区域指定が行なわれ、自然の価値によって特別地域(特別保護地区を含む)普通地域に分けられております。

したがって、特別保護地区を含む特別地域の大部分は傑出した原始景観を保有しており、学術的にも利用的にも重要な地域で、永久に保存する必要がありますが、このうち特に私有地については、各種産業開発との関連において貴重な資源が順次破壊されつつあり、これが保護の完全を期することは漸次困難な現状にあります。

今にしてこれが根本的対策を講じなければ禍根を将来に残すことになり、国がこれを買上げ、自然保護の徹底を期するよう特別の措置を講じられるよう要望致すのであります。

(写しを、北海道知事、国立公園協会、日本自然保護協会に送附)

クッタラ湖南西団地施設配置計画に関する意見書

昭和四十二年一月二十三日

北海道自然保護協会長 東条猛猪

北海道知事 町村金五郎

クッタラ湖南西岸における私有地に関する施設は、できるだけ速かに公用地として国、または地方が買上げて、この地方にみだりな観光施設が設けられざるよう配慮されるべきであることはもちろんであります。次善の方策として団地施設計画によって今後の濫用を防ぐことは、まさに当を得たものとして賛成致すところであります。

ただ、すでに充分配慮されていることとは存じますが、なお念のため、留意されるべき要点を列挙致して、御参考にと供したいと存じます。

- 一、騒音防止に特に留意して、拡声器高声な音楽などの使用、モーターの騒音など嚴重に規正せられたいこと。
- 二、宿泊施設、その他湖畔に接近して建てないこと。
- 三、宿泊施設は青少年の宿泊を主とする簡素健全なものとして、その他は休息施設に止めること。
- 四、陸水処理を完全に、湖水の水質に変化を来さないようにすること。
- 五、植樹をして景観をよくすること。

以上



「会報」第四号をおとどけする。昨年九月二十日に出た第三号に、少なくとも年に会報を三回くらい、会誌を二回くらいという希望を書いたが、なかなか思うようにいかないものである。会員諸賢の投稿を期待しているが、それも忘れたころに出るようでは、会員の方々も投稿する気になれないであろう。今後の努力を誓っておわびするよりほかはない。

しかし理事会は、会報によっておわかりいただけるように、終始活発に動いている。そして理事会の努力が、しだいにむくいられていきつつあることはありがたいことである。どうか今後とも、各位の積極的なご支援とご助言をいただきたい。そのご支援のあらわれが、具体的には会員の増加という形であらわれようになるために、私どもとしてもいっそうの努力をしなければならぬのであります。

なお会誌も、本会報とともにおとどけできる予定でいる。(井手)

昭和四十二年五月一日発行
札幌市北二条西八丁目
北海道大学植物園内
発行所 北海道自然保護協会
電話(二二〇〇)六六番
発行人 井手 貴夫
印刷 札幌印刷株式会社